

目標管理型政策評価における「目標の達成状況」の 評価区分・判定基準の設定状況

資料3

設定状況

- 設定している行政機関数 → 5行政機関
- 設定していない行政機関数 → 11行政機関

設定している行政機関の状況

	評価区分	評価区分の判定基準
行政機関A (3段階評価)	「◎」 達成	指標を全て達成していると認められるもの
	「○」 おおむね達成	指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの
	「△」 達成が十分とは言えない	指標を全て達成しているとは認められないもの
行政機関B (3段階評価)	「A」	(定量的指標の場合) 「A」 当該年度の想定基準に対し80%以上の場合 「B」 当該年度の想定基準に対し50%以上80%未満の場合 「C」 当該年度の想定基準に対し50%未満の場合 (定性的指標の場合) 「A」 当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合 「B」 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況に至っていないが、一定の成果が上がっている場合 「C」 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかった場合
	「B」	
	「C」	
行政機関C (3段階評価)	「順調である」	・業績指標のA評価とB評価の合計のうち、A評価の割合が80%以上
	「おおむね順調である」	・業績指標のA評価とB評価の合計のうち、A評価の割合が50%以上80%未満
	「努力が必要である」	・業績指標のA評価とB評価の合計のうち、A評価の割合が50%未満

目標管理型政策評価における「目標の達成状況」の 評価区分・判定基準の設定状況(続き)

	評価区分	評価区分の判定基準
行政機関D (5段階評価)	「目標を達成した」 「目標の達成に向けて相当な進展があった」 「目標の達成に向けて進展があった」 「目標の達成に向けて一定の進展があった」 「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった」	個別の具体的施策の評価結果を総合的に勘案して判定
行政機関E (5段階評価)	「S」 達成した 「A」 達成に向けて相当の進展があった 「B」 達成に向けて進展があった 「C」 達成に向けて一部の進展にとどまった 「D」 達成に向けて進展がなかった	個別の具体的施策の評価結果を総合的に勘案して判定